

社会福祉法人池田芽ばえ福祉会役員等報酬規則

制 定 平成10年11月12日

最近改正 平成29年 6月26日

規 則 第 3 号

(趣 旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人池田芽ばえ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 この規則でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合、または、評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 法人の役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規則を適用することができる。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	3, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	3, 0 0 0 円

別表 2

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	5, 0 0 0 円
理事及び評議員業務報酬	3, 0 0 0 円
監事業務報酬	3, 0 0 0 円

別表 3

報酬額	旅 費	宿泊費	その他
3, 0 0 0 円	実 費	実 費	実 費

附 則（平成10年11月12日）

この規則は平成10年11月12日から施行する。

附 則（平成11年11月11日）

この規則は平成11年11月11日から施行する。

附 則（平成26年10月 6日）

この規則は平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 3月27日）

この規則は平成29年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 6月26日）

この規則は平成29年 6月26日から施行する。